

豊田市防災基本条例

概要版

平成25年10月2日 公布

～災害から生命、身体及び財産を守り、安全で安心して暮らすことは市民共通の願いです～

本市では、昭和47年7月豪雨や平成12年東海豪雨など、市民の生命や財産に大きな被害をもたらした災害が発生してきました。

南海トラフの巨大地震などの地震の発生が危惧されており、これまでの災害を超える甚大な被害を受けるおそれがあります。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を超える被害が発生し、行政による災害対応の限界が明らかになる一方で、地域社会による助け合いの重要性が改めて認識されました。

条例制定の目的

- ▶ 災害対策に関する市民、事業者及び市の責務を明らかにすること。
- ▶ 市民の生命、身体及び財産を守る上で必要な基本理念並びに災害の予防対策、応急復旧対策、復興対策及び応援協力に関する基本的事項を定めること。

災害対策を総合的かつ計画的に推進し、被害を最小限にとどめ、市民が安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちを実現すること。

地域社会における防災活動の基盤となる人と人との絆を大切にし、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいく必要があります。



条例の基本理念

自助

じじょ

自らのことは
自らが守る

共助

きょうじょ

地域で助け合い
お互いを守る

公助

こうじょ

市が市民及び事業者
を災害から守る

市民、事業者及び市が適切な役割分担の下、共働して地域防災力の更なる向上を図り、一体となって災害に立ち向かう決意を表明するため、この条例を制定しました。



基本的な役割

予 防 対 策

応急復旧対策

復興対策

市 民

《市民の責務》(第5条)

- ・自己及び家族の安全を確保しましょう。
- ・地域の一員として協力し、相互の安全を確保しましょう。
- ・平常時から、自ら災害に備えましょう。



《防災に関する知識の普及等》(第10条)

- ・市民、自治区、自主防災組織は、過去の災害に関する教訓、先人からの伝承を後世へと引き継ぐよう努めましょう。
- ・防災に関する知識・技術の習得、意識の高揚に努めましょう。

《自主的な防災活動の推進》(第11条)

- ・自主防災活動に積極的に参加、協力しましょう。
- ・自治区、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員は、平常時から連携を図りましょう。



《災害時要援護者への支援》(第13条)

- 自治区、自主防災組織、民生委員等は、避難行動要支援者の支援を円滑に行うための体制を整備しましょう。



《災害の防止対策の推進》(第15条)

- 市内の土地、建築物等、森林、落下対象物、転倒対象物の所有者、管理者は、適正な管理・保全をしましょう。



《避難対策》(第18条)

- ・危険を認知したときは、自主的に避難し、市からの避難に関する情報を考慮して身の安全を確保しましょう。
- ・相互に協力し、避難所を円滑に運営しましょう。



《災害時の活動》(第17条)

- 市、市民、自治区、自主防災組織、消防団、民生委員、事業者等は、相互に連携し、補完して、災害時の活動を実施しましょう。

- ・災害に関する情報の収集・伝達
- ・出火防止、初期消火
- ・被災者の救出、救護、搬送等
- ・災害時要援護者への支援 など

- (第21条) 市が復興に関する事業を行う際に、市民、自治区、自主防災組織及び事業者は、相互に協力し速やかに、市民生活及び事業活動を再建し、被災した区域の復興を図りましょう。

事 業 者

《事業者の責務》(第6条)

- ・従業員、来所者、施設・設備の安全を確保しましょう。
- ・地域の一員として協力し、周辺住民の安全を確保しましょう。
- ・平常時から、自ら災害に備えましょう。



《情報収集》(第14条)

- 災害時に適切な行動をとるため、防災に関する情報を自ら積極的に収集しましょう。



災害時要援護者

(災害時において援護を要する者)

避難行動要支援者

- (災害時の避難に特に支援を要する者)
- ・要介護3～5
- ・ひとり暮らし高齢者等登録者
- ・在宅重度心身障がい者認定者
- ・視覚・聴覚・下肢・体幹1級～2級

- 外国人、妊産婦、乳幼児 など



《帰宅困難者対策》(第20条)

- 従業員、来所者の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講じましょう。



市

《市の責務》(第7条)

市民の生命、身体、財産を守り、被害を最小限にとどめます。

- ・災害対策に関する計画の策定
- ・災害に対する対応力向上のための啓発活動
- ・建築物の耐震診断、耐震改修に関する指導、助言、支援
- ・被災者支援のための体制整備
- ・市が管理する施設の安全確保
- ・避難者等に必要物資の備蓄

《議会の責務》(第8条)

広大な市域を持つ本市の多様な地域特性を勘案した、調査・研究や市長への助言・提言を行うよう努めます。

- ・防災に関する啓発活動に対し、支援を行います。
- ・学校教育等の機会を通じ、防災に関する知識・技術の習得のための教育を充実させます。



《自主的な防災活動の推進》(第11条)

- 地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動を推進するため、積極的に支援及び協力を行います。

《情報収集及び提供》(第14条)

- 災害に関する情報基盤を整備し、防災のために必要な情報を収集、伝達する方法を確保します。



- 本人の同意を確認した上で、避難行動要支援者の名簿情報を自治区、自主防災組織、民生委員等へ提供します。
- 災害時要援護者に配慮し、避難所のバリアフリー化、物資の備蓄その他の支援対策を行います。



- 土地、建築物等、森林、落下対象物、転倒対象物の適正管理対策を講ずる者に対し、必要に応じて助言・指導を行い、報告を求めることができます。



《避難対策》(第18条)

- 被災した市民の生活に必要な物資の確保・供給のために必要な措置を講じます。
- 避難所及び避難場所を確保します。



応援協力

《協定の締結》(第22条)

あらかじめ、防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備します。

《被災地及び被災者に対する支援》(第23条)

甚大な被害を受けた被災地及び被災者に対し、市民及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関と共に必要な支援を行います。

支 援

支 援 ・ 情 報 提 供

避難行動要支援者の名簿情報の提供・支援体制の整備支援

助 言 ・ 指 導 ・ 報 告 を 求 め る

協 力

正確な災害情報を入力する

テレビ・ラジオ

豊田市の災害情報等をお届けします

ひまわりネットワーク

- 生活情報チャンネル (CATV126ch)
 - ひまわり12 (地上12ch、デジアナ6ch)
 - ひまわりch (CATV121ch)
- FMとよた「ラジオラビート」78.6MHz

メール

●緊急メールとよた

事前に登録されたメールアドレスに緊急情報や気象情報を配信します

●エリアメール・緊急速報メール

市内にある携帯電話 (対応機種) へメールを配信します

インターネット

豊田市ホームページ

<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

携帯電話版ホームページ

<http://www.city.toyota.aichi.jp/m/>

防災行政無線

災害時には音声とサイレンで緊急情報をお知らせします。

防災テレホンサービス

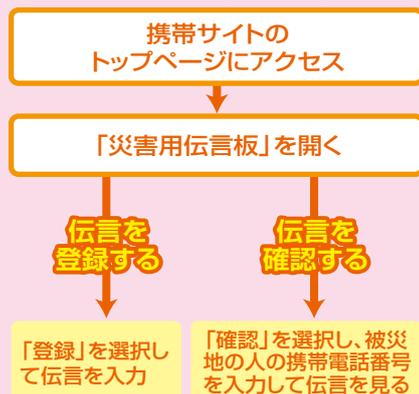
防災行政無線で放送した内容を電話で確認することができます。

●0120-34-0174 (通話料無料)

●0565-37-3530 (通話料有料)

災害時の連絡手段を確認する

携帯電話の災害用伝言板(メール)



災害用伝言ダイヤル「171」



▶携帯電話やパソコンのメールを利用する

・通話よりもつながりやすい

▶公衆電話を利用する

・災害時にも発信規制を受けない

▶遠隔地に連絡中継点をつくる

・被災地から被災地外への電話は比較
的にかかりやすい

▶SNSを活用する

SNSって…?

『twitter』や『mixi』、『Facebook』の
ようなSNS(ソーシャルネットワー
クサービス)は、サイトを通じて情報のやり
取りができるサービスです。情報交換
や安否確認の手段として活用出来ます。

※事前に家族と離れ離れになった場合の連絡方法、集合場所を決めておきましょう

非常持ち出し品リスト

品名	点検日チェック		
<input type="checkbox"/> ティッシュ・除菌シート			
<input type="checkbox"/> タオル			
<input type="checkbox"/> ポンチョ			
<input type="checkbox"/> マスク			
<input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器			
<input type="checkbox"/> 印かん			
<input type="checkbox"/> 現金(停電時に公衆電話で使用する10円、100円硬貨含む)			
<input type="checkbox"/> 止血するもの			
<input type="checkbox"/> 懐中電灯			
<input type="checkbox"/> ライター			
<input type="checkbox"/> 下着・手袋			
<input type="checkbox"/> ラジオ			
<input type="checkbox"/> 食品(すぐに食べられるもの)			
<input type="checkbox"/> ヘルメット			
<input type="checkbox"/> 電池			
<input type="checkbox"/> 飲料水			
<input type="checkbox"/> 眼鏡・コンタクトレンズ			

備蓄品リスト

品名	点検日チェック		
<input type="checkbox"/> ウォータータンク			
<input type="checkbox"/> カセットコンロ			
<input type="checkbox"/> カセットガス			
<input type="checkbox"/> 調理用水			
<input type="checkbox"/> 生活用水			
<input type="checkbox"/> 飲料水(1人1日3リットル)			
<input type="checkbox"/> 食料(アルファ化米・缶詰・レトルト食・栄養補助食品・お菓子等)			
<input type="checkbox"/> 缶切り			
<input type="checkbox"/> 毛布			
<input type="checkbox"/> 衣類			
<input type="checkbox"/> ろうそく			
<input type="checkbox"/> 簡易トイレ			
<input type="checkbox"/> ウェットタオル			
<input type="checkbox"/> 抗菌・消臭剤			
<input type="checkbox"/> 救急セット			
<input type="checkbox"/> 掃除用具(ほうき、ちりとり)			

出典：愛知県「防災・減災備Lガイド」

問合せ先 豊田市役所 社会部 市民安全室 防災対策課 TEL:0565-34-6750 メール:bousai@city.toyota.aichi.jp

平成26年3月発行